

○岡山市文化財保護条例

昭和51年10月4日

市条例第64号

改正 平成12年3月22日市条例第7号

平成20年12月25日市条例第130号

岡山市文化財保護条例（昭和30年市条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第182条第2項の規定に基づき、法及び岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、岡山市の区域内に存する文化財のうち重要なものを保存し、かつその活用を図り、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸芸術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （4） 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(指定, 選定及び認定)

第3条 岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、岡山市内(以下「市内」という。)に存する文化財のうち、岡山市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)として、次の各号に掲げる指定を行うことができる。

(1) 有形文化財のうち重要なものの岡山市指定重要文化財(以下「市指定重要文化財」という。)への指定

(2) 無形文化財のうち重要なものの岡山市指定重要無形文化財(以下「市指定重要無形文化財」という。)への指定

(3) 有形の民俗文化財のうち重要なものの岡山市指定重要有形民俗文化財(以下「市指定重要有形民俗文化財」という。)へ、及び無形の民俗文化財のうち重要なものの岡山市指定重要無形民俗文化財(以下「市指定重要無形民俗文化財」という。)への指定

(4) 記念物のうち重要なものの岡山市指定史跡、岡山市指定名勝又は岡山市指定天然記念物(以下「市指定史跡、名勝、天然記念物」と総称する。)への指定

2 教育委員会は市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法及び県条例の規定により選定されたものを除く。)のうち保存の処置を講ずる必要があるものを岡山市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

3 教育委員会は、第1項第2号の指定を行う場合、当該市指定重要無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を及び第2項の選定を行う場合、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定による指定、選定及び認定については、その旨を告示するとともに、当該文化財所有者及び権原に基づく占有者並びに認定しようとする保持者、保持団体又は保存団体に通知するものとする。

(解除)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により指定された文化財が、市指定文化財としての価値を失った場合又は選定された伝統的な技術又は技能で保存の処置を講ずる必要がなくなつた場合又は認定された保持者、保持団体又は保存団体が保持者、保持団体又は保存団体として適当でなくなつた場合、その他特殊の事由があるときは、その指定、選定及び認定を解除することができる。

2 前項の規定による指定、選定及び認定の解除にあつては、前条の規定を準用する。

(指定書)

第6条 教育委員会は、第3条第1項第1号の規定による市指定重要文化財又は同第3号の規定による市指定重要有形民俗文化財の指定をしたときは、当該文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

2 前条の規定により市指定重要文化財又は市指定重要有形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理義務)

第7条 市指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

2 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(所有者の変更による権利義務の承継)

第9条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は当該文化財に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他について旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、市指定文化財の旧所有者は、当該文化財の引き渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(文化財保護審議会)

第10条 教育委員会に、法第190条第1項の規定により、岡山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する15人以内の委員で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。  
(指定、選定及び認定又は解除の審議)

第10条の2 教育委員会は、次に掲げる場合は、審議会にあらかじめ諮問しなければならない。

(1) 第3条第1項の規定による市指定文化財の指定をしようとするとき。

(2) 第3条第2項の規定による市選定保存技術の選定をしようとするとき。

(3) 第3条第3項の規定による市指定重要無形文化財の保持者又は保持団体及び市選定保存技術の保持者又は保存団体を認定しようとするとき。

(4) 第5条第1項の規定による指定、選定及び認定を解除しようとするとき。

(届出)

第11条 市指定文化財の所有者又は管理責任者若しくは保持者、保持団体又は保存団体は、次の各号に掲げる場合、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は占有者が変更したとき。

(2) 管理責任者を選定又は解任したとき。

(3) 所有者、占有者若しくは管理責任者の氏名、若しくは名称又は住所の変更があつたとき。

(4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。

(5) 市指定文化財を修理しようとするとき。

(6) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 市指定文化財に係る土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

(8) 保持者が氏名、若しくは住所を変更し、又は死亡したとき。

(9) 保持団体又は保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ又は解散したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定による届け出にあつては、新所有者及び新管理責任者、

同項第 8 号の規定による死亡の届け出にあつては、相続人並びに同項第 9 号の規定による代表者の変更の届け出にあつては、新代表者がこれを行うものとする。

(現状変更等)

第 1 2 条 市指定重要文化財及び市指定史跡、名勝、天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の処置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合（以下「維持の処置等」という。）は、この限りでない。

2 市指定重要有形民俗文化財に関し、前項の行為をしようとするときは、維持の処置等を行う場合を除き、教育委員会へその旨を届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 1 3 条 教育委員会は、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者、保持団体又は保存団体に対して、当該文化財又は市選定保存技術の保存のために必要な勧告、指導又は助言を行うことができる。

(環境保全)

第 1 4 条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該文化財の環境保全について指示することができる。

(標識等の設置)

第 1 5 条 教育委員会は、市指定文化財の保存に関し、別に定める標識、説明板等必要な施設を設置することができる。

(出品及び公開等)

第 1 6 条 教育委員会は、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体に対して、当該文化財の出品又は公開を勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を教育委員会の負担とすることができる。

(調査)

第 1 7 条 教育委員会は、必要があると認めるときは市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者、保持団体又は保存団体に対して、当該文化財又は市選定保存技術の現状又は管

理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(補助金)

第18条 市指定文化財又は市選定保存技術の管理，修理復旧若しくは保存につき多額の経費を要しその所有者，管理責任者，保持者，保持団体又は保存団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には，教育委員会はその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定による補助金を交付する場合には，教育委員会は，当該補助金に係る事業に関し必要な指示をするとともに，必要があると認めるときは指揮監督をすることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際，現にこの条例による改正前の岡山市文化財保護条例（昭和30年市条例第28号。以下「旧条例」という。）第3条の規定により指定されている市指定重要文化財及び市指定重要無形文化財は，この条例第3条第1項の規定により指定された市指定文化財とみなす。

3 この条例の施行の際，現に旧条例第3条第3項の規定により認定されている市指定重要無形文化財の保持者は，この条例第3条第3項の規定により認定された市指定重要無形文化財の保持者とみなす。

4 前項の規定にかかわらず，この条例の施行の際，現に旧条例第3条の規定により指定されている市指定重要無形文化財で教育委員会が別に定める民俗芸能に係るものは，この条例第3条第1項の規定による市指定重要無形民俗文化財とみなす。この場合において，旧条例第3条第3項の規定により行つた保持者の認定は解除する。

5 この条例の施行の際，現に旧条例第6条第1項の規定により交付された指定書は，この条例第2条の規定による有形文化財及び有形の民俗文化財に該当するものに限り，こ

の条例第6条第1項の規定により交付された指定書とみなす。

附 則（平成12年市条例第7号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第130号）

この条例は、公布の日から施行する。